

松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金のご案内

— 目的と内容 —

松山市では、イノシシなどによる農作物被害の防止等のため、農地への侵入を防止するための施設（電気柵、金網、トタン板など）を設置する場合に、資材購入費の一部を補助しています。

— 補助対象者の要件 —

- ◎ 松山市内に住所があり、市内で農業を営んでいる個人又は団体であること。
- ◎ 松山市税を完納していること。

— 補助の対象となる経費 —

- ◎ 松山市内の耕作農地に被害防止施設（電気柵、金網、トタン板など）を新設する場合に必要な資材の購入費用。

- * 資材を購入する店舗は、松山市内の店舗に限ります。
- * 補助回数は、1申請者につき年度内に1回限りとなります。
- * 一度市の補助により設置した部分への重複設置は、たとえ資材の種類が異なっても補助対象となりません。
- * 申請年度内に購入した資材が対象になります。

— 補助金の額 —

- ① 個人設置（施設の延長が100㎡以上のもの）
 - * 認定農業者及び青年等就農計画の認定を受けた農業者
：補助対象経費又は標準事業費*のいずれか低い額の2分の1以内
（上限は3万円）
 - * 上記以外の農業者
：補助対象経費又は標準事業費*のいずれか低い額の3分の1以内
（上限は2万円）
 - ② 共同設置（施設の延長が300㎡以上のもの）
<受益地が連続する農地であることが条件です>
 - * 補助対象経費又は標準事業費*のいずれか低い額の2分の1以内
（上限は50万円）
 - ③ 組織設置（対象となる組織は補助要綱第2条第1号を参照）
（施設の延長が300㎡以上のもの）
 - * 補助対象経費又は標準事業費*のいずれか低い額の2分の1以内
（上限は50万円）
- ※標準事業費は、施設延長1㎡当たり450円となります。